



空地に廃油と思われる危険物が放置されている場合、消防法3条に基づき屋外の火災予防措置を行うことができるか

住宅が密集している地域の空地に、廃油と思われるものが入っている密封されていない200ℓのドラム缶3缶が放置されて異臭がしている、子供たちがこの空地で遊ぶこともあり事故の発生も危惧されるので対応してほしい、との通報が消防署にありました。直ちに、現場の確認を行ったところ、通報内容どおり危険物と思われる液体が放置され、その場所は施錠されていない状況でした。このような場合、消防法3条により、危険物と思われる液体を除去させることは可能なのでしょうか。



物件の所有者等で権原を有する者が特定できる場合

消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）、消防署長（以下「消防長等」といいます。）その他の消防吏員が現場の確認をした結果、その場所が消防法3条1項3号に規定する燃焼のおそれのある物件が放置された状態であることを確認し、消防法3

条1項の命令要件である屋外における火災の予防に危険であると認めた場合は、消防長等又は消防吏員は、危険物と思われる液体の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対し、消防法3条1項3号によりその物件の除去等の命令を発動することは可能です。この場合、命令要件の有無は、命令権者の判断に委ねられていますので、周囲の気温、風速、人家及び可燃物の状況等を勘案して、個別的、具体

的な危険性について、火災予防に関する専門的な知識等を有する立場から、過去の火災事例等を参考にして判断します。このような検討を行った結果、命令要件に該当しないと判断した場合は、消防法3条1項による命令を発動することはできないこととなります。

ご質問の場合、消防長等又は消防吏員が現場確認をした結果、その放置物件が「危険物と思われる液体」としてしか認識できない場合には、「放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件」として消防法3条1項3号を適用して除去又はその他の処理をすることになりますが、ドラム缶に貼付されているシールの表示等から、危険物であると高い確度で推定できた場合には、同号を「危険物」の除去等として発動することも可能です。

物件の所有者等で権原を有する者が不明の場合

ご質問のような事例では、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がないなど、火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者を確知することができないこともよくあります。

このような場合、消防法3条2項では、消防長等が当該消防職員に同条1項3号及び4号に基づく当該物件の除去等の措置を行わせることができると規定されています。この時に要した費用等は、その物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者が負担するとされていますので、後日、それらの者が判明した場合には、所定の手続を行うこととなります。

この措置は、通常「略式の代執行」と呼ばれており、行政代執行法に基づく正式の代執行において行われる戒告及び代執行令書による通知を省略した手続です。なお、消防法3条2項の主体は、同条1項で認められている消防吏員は除外されており、消防長等のみです。留意してください。

また、消防法3条2項により略式の代執行で除去等した場合は、当該物件を保管することが消防長等に義務付けられており、消防法3条3項で、当該物件の保管の手続が規定されています。したがって、各消防機関においては、略式の代執行で物件を除去等する場合を想定し、その物件を保管する場所の確保等、その物件の保管の手続等について内部規程等で明確に定めておく必要があります。

消防法3条1項と同法16条の6
第1項（無許可貯蔵等の危険物
に対する措置命令）との関係

危険物を除去等する措置命令については、消防法3条1項のほか、同法16条の6第1項により無許可貯蔵施設等に対する措置命令として発動することができる場合もあります。

命令の発動に際し、消防法3条1項と同法16条の6第1項について、考慮する必要がある事項は、次のとおりです。

- ① 消防法3条1項の命令権者は、消防長、消防署長その他の消防吏員であるのに対し、消防法16条の6第1項は市町村長等であること
- ② 消防法3条1項の命令は、数量のいかんを問わず危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象としているのに対し、消防法16条の6第1項の命令は同法10条1項の規定に違反して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象としていること
- ③ 消防法3条1項の命令は消防法3条に掲げる「屋外において火災の予防に危険であると認める」等、命令要件に該当する場合にのみ行うことができるのに対し、消防法16条の6第1項の命令は同法10条1項の規定に違反して指定数量以上の危険物を

貯蔵し、又は取り扱っている事実のみで対象者に命令を発動できること
また、罰則については、消防法3条1項は、命令違反を前提とする罰則規定ですが、消防法16条の6第1項は、当該命令違反を前提とする罰則規定はなく、消防法10条1項違反に対する直接の罰則規定があり、この両者の罰則を比較すると、消防法10条1項違反の罰則の方が重くなっています（消防法41条1項3号・44条1号）。

消防法3条1項に基づく命令を発動する際には、命令の主体、命令要件及び受命者等を再確認するとともに、特に危険物の除去等を行わせる命令については、消防法16条の6第1項との差異も考慮して、適時適切な措置命令を発動し、火災予防を推進する必要があります。

参考通知

- 「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平14・8・30消防安39）
- 『消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について』の送付について（平14・10・24消防安107）

参考文献

- 消防基本法制研究会『逐条解説消防法【第5版】』21頁（東京法令出版、2014）



消防法施行令32条により設置された設備の点検・報告はどのように考えるか

消防法施行令32条の基準の特例により設けられた設備に対する点検及び報告はどのように考えればよいのでしょうか。また、同条の適用の条件として地上に通ずる二以上の異なる避難経路（二方向避難）を確保するために設置した避難器具（避難ハッチ）の定期点検及び報告の必要はあるのでしょうか。



消防用設備等の点検・報告義務（消防法17条の3の3）は、「消防法17条1項の防火対象物における消防用設備等」について「消防法17条1項の防火対象物の関係者」に課された義務です。当該消防用設備等は、消防法施行令7条に具体的に列挙されていますが、同条1項から7項までの規定の中に、消防法施行令32条の基準の特例により設けられた設備等は定められていません。したがって、消防法施行令32条により設置された設備については、消防法17条の3の3の規定の適用はないということになります。

ただし、法的義務がなくても、この種の設備等に適切な維持管理が必要であることは当然ですので、実際には、消防法施行令32条適用の際に、必要に応じ、消防法17条の3の3の規定に準じて点検・報告を行うことを適用の条件としていることも多いようです。

ご質問の後段は、いわゆる「共住特例」（各住戸から二方向避難が可能で、外気に開放された避難路を有するなど、消防庁予防課長の示した一定の条件を満たす耐火構造の共同住宅等については、消防法施行令32条を適用して、一定の消防用設備等を免除できるとする制度です。昭和36年以降、性能規定

化の一環として「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令40号。以下「共住省令」といいます。)が施行(平成19年4月1日)されるまで、全国で広く運用されていました。)の適用条件とされた避難器具に定期点検及び報告の必要があるかどうかを訊いたものですが、前記の考え方がそのまま適用されます。

なお、共住省令において、二方向避難型特定共同住宅等(共住省令2条8号)の住戸等から二方向避難経路を確保するためにバルコニー等に設けられた避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限るとされています(平17・3・25消防告3 第3・2(5)。))は、消防法施行令29条の4に係る設備ではありますが、消防法施行令29条の4に定める「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」には該当しないため、これも消防法施行令7条7項の「消防法17条1項の防火対象物における消防用設備等」には該当しません。

また、市町村等の建築基準条例(東京都は「建築安全条例」)や火災予防条例によって設けられた消防用設備も、「消防法17条1項の防火対象物における消防用設備等」に該当しませんので、

適切な維持管理を担保するには、条例等により別途措置することが必要です。

消防法施行令32条の改正

消防法施行令32条では、従来、消防長又は消防署長は、①「防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節(消防令2章3節)の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき」と、②「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節(消防令2章3節)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」には、消防法施行令第2章第3節の規定を適用しないことができるとされていました。

その後、平成15年6月に消防用設備等の基準に性能規定を導入するための消防法の改正が行われ、従来の消防法施行令32条後段の「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」については、①消防法17条3項の「特殊消防用設備等」として総務大臣が認定する制度と、②消防法施行令29条の4に基づき「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」として消

消防長等が設置を認める制度のいずれかにより対応することとされ、消防法施行令32条後段の規定は削除されました。

付加条例により設置義務を課している消防用設備等の代替設備等

消防法17条2項の規定に基づく条例により設置義務を課している通常用いられる消防用設備等（以下「ルートA」といいます。）に代えて、消防長又は消防署長が、当該設備等が条例により設置義務を課している消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（以下「ルートB」といいます。）を認めるに当たっては、消防庁から根拠規定、措置等に関する留意事項が示されています（「消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置義務を課している消防用設備等の代替設備等を用いる場合の留意事項について」（平16・7・23消防予126））。

この通知では、例えば、条例で付加的に設置を義務付けているルートAの屋内消火栓設備やスプリンクラー設備に代えて、ルートB設備であるパッケージ型消火設備やパッケージ型自動消火設備を設置する場合には、その設置根拠は次のいずれかによることが適当であるとしています。

- ① 条例に消防法施行令29条の4に準じた規定を置く方法（例：後記【参考】①）
- ② 消防法施行令32条に準じた既定の条例規定を設置根拠条文にして、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平16・5・31総務令92）等に準じ、消防長又は消防署長が消防の用に供する設備等の設置を認める方法（例：後記【参考】②）

ただし、本通知では、火災予防条例により、消防法施行令29条の4第1項の規定に基づき「通常用いられる設備等」に代えて用いる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」と同じ消防の用に供する設備等を認めたとしても、当該設備等は消防法施行令7条7項の規定に基づく消防用設備等に該当するものではないため、㊦当該設備等の点検及び報告義務（消防法17条の3の3）、㊧消防設備士の業務独占（消防法17条の5）、㊨甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出（消防法17条の14）については、消防用設備等に準じた措置を講じるよう関係者に行政指導を求めています。

また、消防法施行令32条及び32条に準じた既定の条例規定を設置根拠として設置を認めた設備についても、同様の措置を講じる必要があるとしています。

【参考】

① 川崎市火災予防条例第49条第2項

第40条から第48条までの規定により設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、政令第29条の4第1項の規定の例により消防長が、その防火安全性能（同項に規定する防火安全性能をいう。以下この項において同じ。）が当該消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めた消防の用に供する設備又は消火活動上必要な施設を用いる場合においては、当該消防用設備等（それに代えて当該消防の用に供する設備又は当該消火活動上必要な施設が用いられるものに限る。）については、第40条から第48条までの規定は、適用しない。

② 東京消防庁火災予防条例第47条

この章の規定は、消防用設備等について消防署長が、防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる時と認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の

設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第3 危険物規制



地下横断歩道の新設により生じる埋設ガソリントankの移転費用は、道路法70条1項の補償の対象にならないとされた事例

国道の交差点に地下横断歩道が新設された結果、同交差点に面する土地でガソリンスタンドを営む経営者が、消防法等の警察法規上の規制により埋設されていたガソリントankを移転しなければならなくなった場合に、その移転費用が道路法70条1項の補償の対象とならないとされた判決（最判昭58・2・18判時1136・56）について教えてください。



事案の概要

国道の交差点に面する土地でガソリンスタンドを経営していたYは、消防法に基づく市長の許可を受け、ガソリントankを埋設し、適切に維持管理していました。ところが、昭和49年12月22日に、X（国＝S地方建設局）が、同交差点に地下横断歩道の新設した結果、当該ガソリントankが地下道からの水平距離で10m以内に存することとなりました。この結果、当該ガソリントankは、消防法10条4項及び同条に基づく危険物規制令13条1項1号イに

違反する施設となったため、Yは当該ガソリントankの移設工事を行いました。YはXに対し、当該移設工事は地下横断歩道の設置に起因するものとして道路法70条に基づく損失補償を請求しましたが、Xは補償の対象とならないとの回答をしました。このため、YはA県収用委員会に裁決の申請をし、同委員会は補償金を支払うべき旨の裁決を行いました。これに対し、Xは当該裁決による損失補償金支払債務の不存在確認等の訴えを提起しました。第一審（高松地判昭54・2・27判タ382・107）及び第二審（高松高判昭54・9・19判時953・47）はYが支出した移設費用は道路法

70条により補償されるべきであるとしてXの訴えを棄却しましたが、Xが上告しました。

裁判所の判断

- 破棄自判（上告審において原判決を破棄し自らその事件について判決すること）。
- 道路法70条1項の定める損失補償の対象は、道路工事の施工による土地の形状変更を直接の原因として生じた隣接地の用益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした通路、みぞ、かき、さくその他これに類する工作物の新築、増築、修繕若しくは移転又は切土若しくは盛土の工事に起因する損失に限られる。道路工事の施工の結果、危険物の保管場所等につき保安物件との間に一定の離隔距離を保持すべきことを内容とする技術上の基準を定めた警察法規に違反する状態を生じ、危険物保有者が右の基準に適合するように工作物の移転等を余儀なくされたことによって被った損失は、当該損失補償の対象には属しない。

解説

- 七七七 (1) 本裁判の争点
本裁判では、既に地下に埋設されて

いたガソリントank（以下「地下貯蔵タンク」といいます。）の付近に地下横断歩道が新たに設置されたことによって、当該地下貯蔵タンクと地下横断歩道の間10mを超える離隔距離をとることができなくなり、当該地下貯蔵タンクの移転を余儀なくされた場合に、その移転に要した費用について、道路法70条に基づく損失補償が受けられるかが争われました。

(2) 道路法70条1項とみぞかき補償

道路の新設や改良などの工事を行ったことによって、道路と隣接する土地の間に段差が生じたり、排水が悪くなったりするなど、その隣接する土地の利用に障害が生じる場合があります。このような場合に、道路管理者とその隣接土地所有者等との紛争を避け、工事の円滑な施工を図るために、道路法70条1項の規定に基づき、道路管理者が「みぞかき補償」と呼ばれている損失補償を隣接土地所有者等に行うこととしています。

これは、道路の新設等により、土地の物理的形状の変更による障害に対処するために必要となった費用を補償する趣旨であると解されています。具体的には、「道路の新設又は改築」により、当該道路に面する土地について、「通路、みぞ、かき、さく等の工作物の新築、増築、修繕、移転、切土若しくは盛土をするやむを得ない必要が生じた場合」に、それに要する費用が補償さ

れます。

(3) 消防法等による地下貯蔵タンクの
離隔距離

消防法10条、同法12条、危険物規制令13条及び危険物規制規則23条に定められている技術上の基準に基づき、発火性のある危険物の貯蔵施設等である地下貯蔵タンクは、本来は地盤面下に設けられた「タンク室」に設置されなければなりません。ただし、地下貯蔵タンクが、一定の離隔距離（地下鉄、地下トンネル又は地下街からの水平距離が10mを超える距離）をとる場合には、タンク室内でなくとも、裸のまま地下貯蔵タンクを設置（直接埋設）できました（危険物規制令の一部を改正する政令（平17・2・18政23）（以下「改正令」といいます。）による改正前の危険物規制令13条1項1号）。このため、こうした地下貯蔵タンクが、この離隔距離の条件を満たさなくなった場合、当該地下貯蔵タンクの所有者等は、これを移設する必要が生じたものです。なお、平成17年4月1日以降は、改正令により、地下貯蔵タンクはタンク室に設置することが義務付けられたため直接埋設はできませんが、経過措置として、平成17年4月1日において現に消防法11条1項の規定により許可を受けている地下貯蔵タンクのうち、改正令による改正後の危険物規制令に定める基準に適合しないものの構造及び設

備に係る技術上の基準については、なお従前の例によるものとされています（改正令附則2条）。

(4) 本判決の意義

本判決では、道路法70条1項に基づく損失補償の対象は、道路工事に伴う物理的障害に基づく損失に限られるとして、地下貯蔵タンクの移転に要した費用の損失補償を否定しました。これは、消防法10条等などのタイプの規制は警察規制と分類され、こうした警察規制による損失は一般的に補償不要とされていることから、道路工事の施工によって警察規制に基づく損失がたまたま現実化するに至ったにすぎないような損失は道路法70条1項に定める補償の対象に含まれないという考え方によっています。

また、本判決では直接触れられていませんが、このような道路工事の施工に起因して生じた警察規制に基づく損失が憲法29条3項による損失補償の対象になるのが問題になります。これについては、地下貯蔵タンクのような危険物の所有者等が一定の離隔距離の保持を義務付けられることは、財産権に内在する制約であり、同項に基づく補償は不要であると考えられています。過去の判例でも、『災害を防止し公共の福祉を保持する上に社会生活上やむを得ない』制約に対しては補償が否定される』（最大判昭38・6・26判時340・

5) とされています。

参考文献

- 阿部泰隆「危険物の離隔距離と補償の要否」法学セミナー380号124頁
- 宇賀克也「地下貯蔵タンク移設と国の補償責任」法学教室33号96頁
- 小澤道一「地下道新設に伴う石油貯蔵タンクの移転と補償」別冊ジュリスト182号502頁
- 川勝隆之「道路法70条1項の定める補償の対象」民事研修323号21頁
- 桑原勇進「地下道新設に伴う石油貯蔵タンクの移転と補償」別冊ジュリスト212号522頁
- 村上敬一・最高裁判所判例解説 民事篇（昭和58年度）41頁
- 村上敬一「道路法70条1項の定める損失補償の対象」法曹時報40巻6号81頁